

## 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定前の事前縦覧を実施します。

県では土砂災害から人命を守るため、土砂災害(特別)警戒区域の指定を進めています。指定されると土砂災害に対する警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限があります。

特に対象地域にお住まいの皆様は、この事前縦覧で土砂災害(特別)警戒区域の確認をお願いします。

### 県北振興局管内

#### 1. 事前縦覧対象町名

佐世保市塩浸町、下の原町、桑木場町、三川内新町、三川内町、三川内本町、新行江町、新替町、心野町、横手町、木原町、江永町、吉福町、口の尾町

#### 2. 事前縦覧場所

県北振興局建設部砂防防災課(佐世保市木場田町3-25)

佐世保市役所土木部河川課(佐世保市八幡町1-10)

佐世保市役所三川内支所(佐世保市三川内本町289番地1)

#### 3. 縦覧期間

平成24年2月2日(木)から2月15日(水)まで

(土日を除く勤務時間内、ただし三川内支所は土日を除く10時から16時)

#### 4. 問い合わせ先

県北振興局建設部砂防防災課

(代)0956-23-4211